

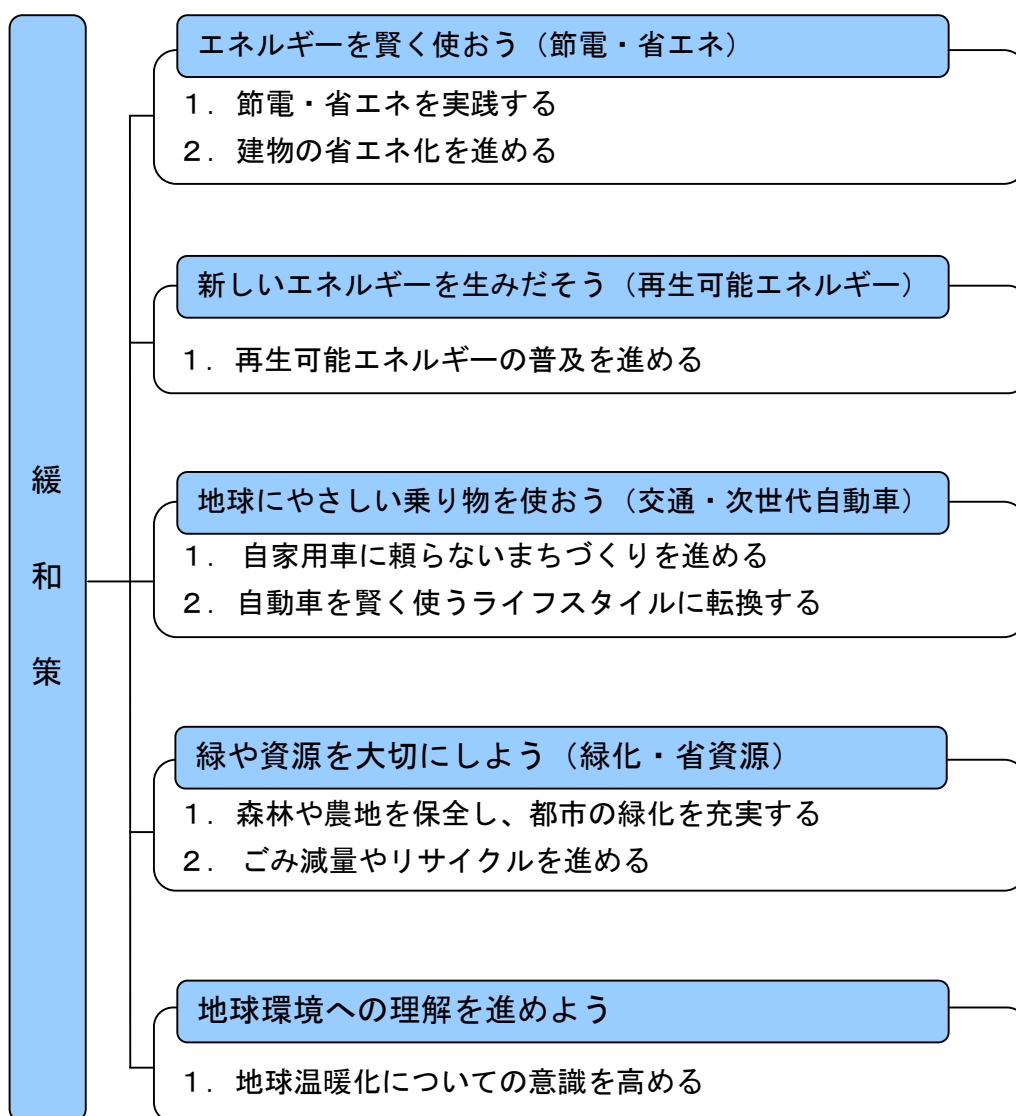
5 緩和策の実施方針

5. 1 取り組みの体系

地球温暖化防止のため、各主体は、下記の5項目に取り組むこととします。

取り組みにあたっては、「エネルギーを賢く使う（節電・省エネ）」、「新しいエネルギーを生み出す（再生可能エネルギー）」、「地球にやさしい乗り物を使う（交通・次世代自動車）」、「緑や資源を大切に作る（緑化・省資源）」の各項目を関連させながら進めていきます。また、「地球環境への理解」による意識の醸成を図ります。

図7 取り組みの体系



5. 2 取り組み方針

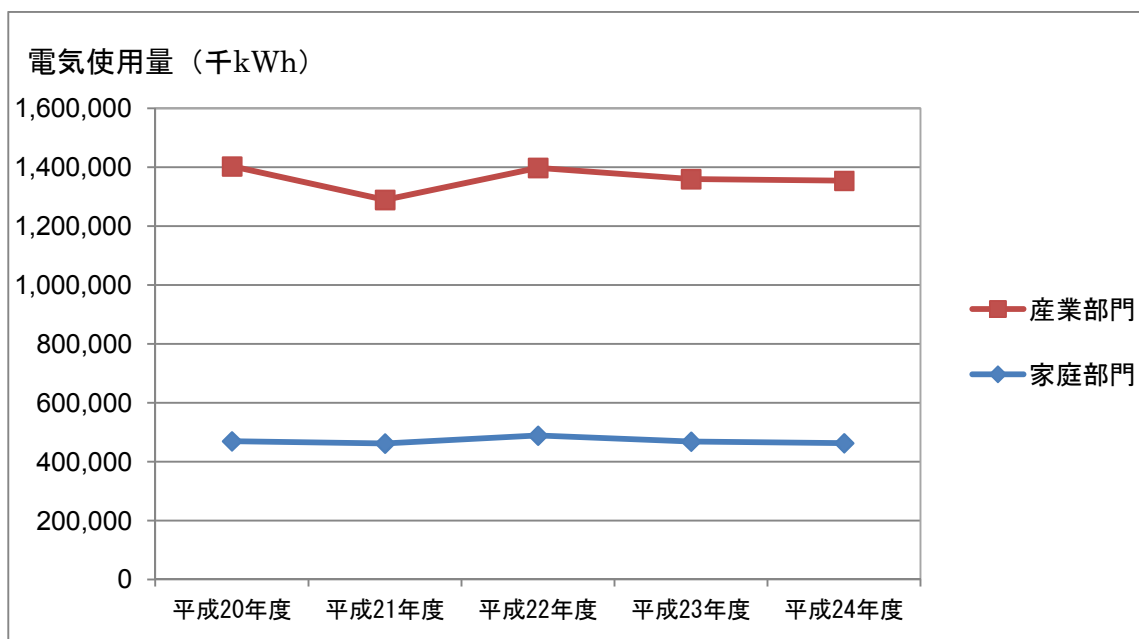
平成 28 年度から平成 32 年度までの取り組みの各項目について、方針 I から方針 V まで、方針を具体化します。現況や課題を整理し、方針の推進に向けた施策、目標、具体的な取り組みを設定します。

方針 I エネルギーを賢く使おう

(1) 現況

- 今日の環境問題の多くは、社会経済活動に伴う資源やエネルギーの大量消費に起因していますが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をきっかけに、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなどへの意識が高まってきています。
- 市域における二酸化炭素を主とする温室効果ガスは、産業部門（製造業など）、業務部門（卸小売業など）、家庭部門、運輸部門（自家用車含む）などから排出され、平成 24 年度の総排出量は、平成 2 年度比で 1.2%減となっています。部門別の二酸化炭素排出量は、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、業務部門、家庭部門の順となっています。一方、平成 2 年度からの増加率では、家庭部門が 13.0%と最も高く、次いで運輸部門の 11.6%となっています。
- 製造業などの産業部門での電気使用量は、生産施設の稼働率など経済情勢の影響を受けやすいものですが、ここ数年は大きな変動はなく、ほぼ横ばいで推移しています。
- 家庭部門での電気使用量は、ほぼ横ばいで推移しています。

図 8 市内の電気使用量の推移



(2) 課題

□市民一人ひとりが高い問題意識を持って節電・省エネ等を実践するとともに、地球にやさしいライフスタイルへ転換していく必要があります。

□事業者が高い問題意識を持って節電・省エネ等を実践するとともに、低炭素型の事業活動へ転換していく必要があります。

(3) 方針の推進に向けた施策

I-1 節電・省エネを実践する

エネルギー消費を抑制するため、公共施設へ省エネルギー型設備を導入するとともに、エコファミリー制度や節電・省エネチャレンジキャンペーンなどを実施し、省エネ対策を推進します。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
エコファミリーの登録件数（累計）	9,836 世帯 （H26 年度末）	15,000 世帯 （H32 年度末）

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	エコファミリー制度の実施	エコファミリー宣言した世帯を登録し、家庭でできる温暖化対策に取り組む。	○		
②	節電・省エネチャレンジキャンペーンの実施〈拡充〉	エコファミリーに登録した世帯を対象に、電気使用量を前年同時期と比較して削減に取り組む「節電・省エネチャレンジキャンペーン」を実施する。	○		
③	うちエコ診断*事業〈新規〉	家庭での CO ₂ 削減のため、うちエコ診断士による診断業務を実施する。	○		
④	豊橋サイエンスコアとの連携	豊橋サイエンスコアを活用するなかで、地域企業の環境に対する意識の向上や大学などの研究機関との連携を図り、環境保全への取り組みを推進する。		○	○
5	省エネ型の道路照明灯・公園照明灯の設置	耐用年数を迎えた道路照明灯や公園照明灯を、消費電力の少ない LED 照明灯へ切り替える。			○
6	商店街街路灯の省エネ化への助成〈新規〉	商店街街路灯の LED 化について補助率を高く設定し、省エネ化を促進する。		○	

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
7	安全安心街路灯設置費補助事業〈新規〉	自治会が管理する街路灯の設置・更新費用の助成について、LED 灯の補助上限額を高く設定して LED 灯への切り替えを促進する。	○		
8	事業者向け省エネ関連情報の普及啓発〈新規〉	事業者に対し、省エネに関する国・県の施策動向、関連補助金などの情報を提供し、省エネ化の推進を図る。		○	○
9	事業者向け融資制度	中小企業向けの各種融資制度を設け、資金調達を円滑化し、設備の省エネ化などを推進する。		○	○
10	農業分野へのクリーン技術の導入	農業者や農業関連企業等との連携を図り、農業分野において LED 照明や太陽光の利用などの二酸化炭素排出量削減につながるクリーン技術の導入を推進する。		○	
11	豊橋市エコアクションプランの推進〈拡充〉	市役所の事業活動において、省資源、省エネルギー、会議のペーパーレス化など、環境負荷の低減に向けた行動を率先して実行する。			○
12	環境家計簿*の配布	環境家計簿のホームページ掲載や、エコファミリー世帯への配布など、市民の環境意識の高揚を図る。	○		
13	省エネナビ*の貸し出し制度	市民向けに省エネナビの貸し出しを行い、日頃の生活でどれだけ電気を使用しているのか実感してもらい、使用量削減のための取り組みの参考とってもらう。	○		
14	うちエコ診断ソフトの活用〈新規〉	各家庭で CO ₂ 排出量や削減対策を WEB 上で確認できるうちエコ診断ソフトを活用する。	○		○

I-2 建物の省エネ化を進める

建物の建設・維持管理など使用期間全体でのエネルギー消費を減らすため、住宅へのエネルギー設備導入助成や公共施設の省エネ化を推進します。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
家庭用エネルギー設備補助件数 (太陽光発電・エネファーム・HEMS・リチウムイオン蓄電池*等)(累計)	7,238件 (H26年度末)	15,000件 (H32年度末)

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	家庭用エネルギー設備等導入促進事業〈拡充〉	太陽光発電システム、燃料電池システム(エネファーム)、ホームエネルギーマネジメントシステム*(HEMS)、リチウムイオン蓄電池等の設置者に対して、費用の一部を助成する。	○		
②	公共施設における環境配慮型建築の推進	公共施設の建築・改修にあたっては、省エネ型の空調設備・照明設備、再生可能エネルギーを積極的に導入し、環境配慮型の建築物とする。			○
3	長期優良住宅認定事業〈新規〉	長期にわたり使用でき、省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進するため、税制優遇がある長期優良住宅の認定を行う。	○	○	○
4	屋根面・壁面への高反射率塗装*の推進	屋上緑化が困難な施設等において、屋根面や壁面に高反射率塗装を施すほか、市民・事業者への啓発を行う。	○	○	○

方針Ⅱ 新しいエネルギーを生みだそう

(1) 現 況

- 東日本大震災をきっかけとした新たなエネルギー*への転換などの取り組みが全国的に広がっています。
- 本市における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入容量は、年々増加しており、平成 26 年度には、市町村別太陽光発電導入件数が全国 23 位で、太陽光発電の導入容量は 94,576kW となっています。

(2) 課 題

- 限られた化石燃料の使用を削減するため、バイオマス資源の利活用を進めるとともに、太陽光発電、小水力発電、小型風力発電などの再生可能エネルギーを、バランスを取りながら積極的に導入していく必要があります。

(3) 方針の推進に向けた施策

Ⅱ－1 再生可能エネルギーの普及を進める

環境負荷の少ないエネルギー利用を増やすため、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、家庭へのエネルギー設備導入に対する助成の充実や事業者への導入支援をするなど、再生可能エネルギーの普及を促進します。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
再生可能エネルギー施設の設置量（累計）	94,576 kW (H26 年度末)	210,000 kW (H32 年度末)

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	家庭用エネルギー設備等導入促進事業〈拡充〉 (再掲)	太陽光発電システム、燃料電池システム(エネファーム)、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)、リチウムイオン蓄電池等の設置者に対して、費用の一部を助成する。	○		
②	再生可能エネルギー活用推進事業〈新規〉	市の遊休地に太陽光発電所を設置するとともに、その売電益を活用した事業の推進を図る。			○
③	バイオマス資源利活用施設整備・運営事業〈新規〉	中島処理場において、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥をメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行う。メタン発酵後の残渣は、炭化し、燃料として利用する。	○	○	○

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
4	環境負荷低減に取り組む企業の支援	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成するとともに、関連する情報の提供を行う。		○	
5	サーマルリサイクル*の推進	廃棄物焼却処理の際に発生する熱エネルギーを、発電や蒸気の供給等に利用する。		○	○

方針Ⅲ 地球にやさしい乗り物を使おう

(1) 現 況

- 自動車交通の増加により大気汚染をはじめとした生活環境の悪化などが問題となっており、自家用車から公共交通や自転車などへの転換が求められています。
- 平成 26 年 3 月に「豊橋市自転車活用推進計画」を策定し、自転車の利用環境の整備や安全利用の促進等、ハード・ソフトの事業を連携させた取り組みを進めています。
- 自転車、歩行者に対する安全な交通環境の確保が求められています。

(2) 課 題

- 自家用車に頼らなくても誰もが自由に移動できるまちづくりを進めるため、持続可能な公共交通ネットワークを形成する必要があります。
- 市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、自発的に社会や環境などへの影響を考慮した交通行動へ変化するよう、意識を高める必要があります。
- 自転車が安全かつ快適に移動できる利用環境を整備するとともに、自転車利用者等がルールを遵守するよう、交通安全意識の醸成を図る必要があります。

(3) 方針の推進に向けた施策

Ⅲ－1 自家用車に頼らないまちづくりを進める

人や物の移動における環境負荷を減らすため、公共交通の活性化や地域の特性に応じた移動手段の確保、通勤方法を自転車や徒歩などに転換するエコ通勤の推進などにより、自家用車から公共交通、自転車・徒歩への転換を図ります。

自転車の利用環境の整備や安全講習の実施、電動アシスト自転車の普及促進などにより、自転車を利用しやすい環境づくりを進めます。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
1日当たりの公共交通利用者数	79 千人/日 (H26 年度末)	79 千人/日 (H32 年度末)

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	公共交通の利用促進（拡充）	自家用車の過度な利用から公共交通利用への転換を促すため、公共交通ネットワークの形成や交通結節機能の強化などにより利便性の向上を図るとともに、市民の意識啓発に努める。	○	○	○

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
②	自転車活用の推進〈拡充〉	市民の自転車に関する意識啓発に努めるとともに、自転車の利用環境の整備や安全利用の促進により、自転車の活用を推進する。	○	○	○
3	エコ通勤の推進	エコ通勤制度により、市職員の通勤における自家用車利用の抑制を推進するとともに、事業者にも取り組んでもらうよう啓発を行う。	○	○	○
4	電動アシスト自転車の普及促進	暮らしの中での過度な自動車利用を抑制するため、電動アシスト自転車の普及を促進する。	○	○	○

Ⅲ－２ 自動車を賢く使うライフスタイルに転換する

自動車からの二酸化炭素の排出を抑制するため、市民・事業者に対してエコドライブや次世代自動車等の普及を促進するとともに、交通渋滞の少ない環境づくりを進めます。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
次世代自動車登録台数（累計）	225 台 （H26 年度末）	800 台 （H32 年度末）

≪具体的な取り組み≫

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	次世代自動車等普及促進事業（拡充）	電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク等の購入者への助成を行うとともに、充電設備の整備を行い、次世代自動車等の普及を促進する。	○	○	○
②	エコドライブの推進	エコドライブの普及のため、事業者や市民に広く啓発を行うとともに、エコドライブ講習会を行う。	○	○	○
3	公用車への次世代自動車の計画的導入と利用合理化（拡充）	公用車について、計画的に次世代自動車を導入する。また、効率的な利用と環境に配慮した運転の徹底を図る。			○
4	環境配慮型のごみ収集車の導入	ごみ収集車にハイブリッド車などの環境配慮型の車を導入する。		○	○
5	道路や交差点の改良	道路整備や交差点改良等により、交通渋滞に伴う自動車からの排気ガス排出を抑制する。			○
6	エコカーレース事業への助成	環境に配慮した車社会の在り方を考え、ものづくりの心を育て、生活が与える環境への負荷を認識するため、エコカーレースの開催を支援する。		○	

方針Ⅳ 緑や資源を大切にしよう

(1) 現 況

- 森林や農地には、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、保水機能の維持や土砂災害の防止、生物多様性の保全など多様な公益的機能があります。
- 森林所有者の高齢化や担い手不足により森林の整備ができる人材が不足しており、また、森林所有者が遠隔地在住で手入れができないことなどが要因となり、整備が必要な森林は増加傾向にあります。
- 本市には、約 4,200 ha の森林と約 380 ha の都市公園や緑地があり、水と緑の拠点となっています。
- 本市の市街地の気温は、郊外と比較して 1.5～2.0 °C程度高くなっており、ヒートアイランド*現象がみられます。
- 市民 1 人が 1 日に出すごみの量は、減少傾向にありますが、全国や愛知県、類似都市の平均と比べ多く、リサイクルされるごみの量は少ない状況にあります。
- 本市発祥の環境美化活動である 5 3 0 運動は、環境美化活動の代名詞として全国に広がっています。自治会、PTA、事業所などの単位で毎年多くの市民が参加しています。

(2) 課 題

- 森林や農地の適切な維持管理を推進し、多様な公益的機能の維持・復元に取り組む必要があります。
- 市街地の緑は、市民の憩いの場として生活に安らぎを与えるとともに、多様な生き物の生息や移動を可能とするなど様々な恩恵をもたらすため、市街地の緑地を保全するとともに、更なる緑化を推進する必要があります。
- 水と緑のネットワークを形成することで風通しをよくし、ヒートアイランドの緩和に貢献する必要があります。
- 更なるごみ減量・リサイクルの推進を実現するため、市民・事業者と、ごみについての問題意識を共有していくとともに、新たなごみ減量・リサイクル施策を導入していく必要があります。

(3) 方針の推進に向けた施策

Ⅳ－1 森林や農地を保全し、都市の緑化を充実する

二酸化炭素の吸収源となる森林や農地の保全と利用を促進するため、除間伐の実施や木質燃料の利用促進、森林教室や管理講座の開催による保全意識の啓発など適正管理を推進するとともに、遊休農地の適正管理と有効活用を図ります。

市街地においては、生活に安らぎを与えるため、都市公園の整備や道路・民有地の緑化、公共施設をはじめとした屋上・壁面緑化を推進するなど市街地の緑化を進めるとともに、河川や幹線道路などの空間を活かした水と緑のネットワークの充実を図ります。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
公共施設における緑のカーテン設置箇所数	132 箇所／年 (H26 年度末)	140 箇所／年 (H32 年度末)

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	木質燃料利用促進事業〈新規〉	木質ペレットストーブ*の設置者に対して、費用の一部を助成する。	○		
②	緑のカーテンの普及啓発	市庁舎等において緑のカーテンを設置し、温室効果ガスの排出抑制と市民や事業者への啓発及び環境問題を考えるきっかけ作りを目指す。	○	○	○
③	学校への緑のカーテンの設置	小中学校において緑のカーテンを設置し、夏季の空調稼働や教室内の温度上昇を抑えるとともに、緑の成長を身近に観察することにより、地球環境問題などを考えるきっかけをつくる。			○
④	屋上緑化・壁面緑化の推進	公共施設の屋上緑化や壁面緑化を推進するほか、市民・事業者への啓発を行う。	○	○	○
5	森林保育除間伐推進事業	除間伐を適期に実施し、優良な木材資源の蓄積を図るとともに、立木及び土壌を健全に保ち、森林の公益的機能を充実させる。	○	○	○
6	森林保全意識等の啓発	市民向けの森林教室の開催による保全意識の啓発や、山林所有者対象の森林管理講座の開催による適正管理の推進を図る。	○		○
7	民有地緑化推進事業	都市緑化基金による苗木配布に加え、「あいち森と緑づくり事業*」を活用し、屋上、壁面、駐車場や生垣などの民有地の緑化について助成を行う。	○	○	
8	園庭・校庭の芝生化の推進	保育園・幼稚園や小学校等の園庭・校庭を芝生化することにより、安全性と快適性の向上を図る。		○	○
9	都市公園整備事業	公園整備に求められる景観・防災・レクリエーション・環境保全の機能を合わせ持ち、緑あふれる快適な暮らしが創出できる都市空間を整備する。	○		○
10	街路樹等緑化推進事業	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。			○
11	耕作放棄地（遊休農地）対策	耕作放棄地の復元、再利用による解消や現況調査、農地パトロールによる発生防止を進め、限りある農地の確保と有効活用を推進する。		○	○

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
12	家畜排せつ物の堆肥利用の推進	家畜排せつ物を活用し、畜産農家による良質な堆肥づくりを進め、耕種農家の堆肥の利用拡大を図る。		○	
13	林道維持管理事業〈新規〉	林道網の整備、維持管理を図ることで、適正な森林保全の促進を図るとともに、ハイキングや森林浴など森林を有効活用するアクセス路として活用を図る。	○	○	○
14	水源林地域対策事業	水源地域の森林整備や機能を回復するための事業を支援する。	○	○	○
15	木の香る学校づくり推進事業	市内の小学校に、東三河産木材を使用した下駄箱等を導入し、森と緑が有する環境保全・災害防止等の機能の学習や、森林や環境を大切にする意識の啓発を行う。			○
16	環境保全型農業の推進	耕畜連携による堆肥利用、農薬の適正利用、環境に優しい農業用資材の普及などを進めるとともに、このような農業者の取り組みが市民等に理解・評価されるよう、エコファーマー*の活動を推進する。		○	○
17	地産地消の推進	ファーマーズマーケット*の機能を強化するとともに、事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食等への導入を進める。また、消費者に対して農業への理解と信頼の確保を図る。	○	○	○
18	公営住宅建替に伴う緑化推進事業〈新規〉	景観への配慮や、住民へのゆとりある生活空間の創出のため、公営住宅建替時に植栽工事を実施し緑化を推進する。			○

IV-2 ごみ減量やリサイクルを進める

ごみの発生抑制を図るためごみ減量の啓発などにより、ごみの減量を推進します。資源の有効利用を図るため、地域資源回収団体への奨励金交付や、公園・街路樹から出る剪定枝を有効利用することにより、リサイクルを推進します。市民・事業者が自ら率先して環境美化に取り組める環境づくりを行うため、市民・事業者の自発的な環境美化活動である530運動をさらに推進します。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
市民1人が1日に出す家庭系ごみの量 (事業所から出るごみを含まない。)	750 g/人・日 (H26年度速報値)	709 g/人・日 (H32年度末)

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	ごみの減量とリサイクルの啓発 (拡充)	生ごみの水切りの励行、レジ袋の有料化によるごみ減量や、リサイクル可能なごみの分別指導の徹底を行う。	○	○	○
②	指定ごみ袋制度の導入 (新規)	家庭ごみの一部を対象に指定ごみ袋制度を導入し、ごみ分別やごみ出しマナーの徹底などを図る。	○		○
③	530運動の推進と発展	市民と事業者、行政が一体となり、530運動の普及を図り、ごみの発生抑制の啓発、環境美化のための実践活動、環境教育等を推進する。	○	○	○
④	豊橋市エコアクションプランの推進 (拡充) (再掲)	市役所の事業活動において、省資源、省エネルギー、会議のペーパーレス化など、環境負荷の低減に向けた行動を率先して実行する。			○
⑤	バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 (新規) (再掲)	中島処理場において、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥をメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行う。メタン発酵後の残渣は、炭化し、燃料として利用する。	○	○	○
6	地域資源回収団体奨励事業 (拡充)	ごみの減量及び資源化を図るため、各種団体が自主的に実施している地域資源回収活動に対して奨励金を交付する。また、効果的な回収方法を実施団体に提案するなど、地域資源回収の更なる活性化を図る。	○		
7	資源回収拠点の充実 (拡充)	民間事業者への協力を促すなど、古紙や布類回収等の拠点を一層充実し、資源ごみのリサイクルを推進する。		○	○

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
8	資源ごみ高度分別推進事業〈拡充〉	小型家電、ガラスびん・缶、新聞・雑誌、ペットボトル、プラスチック製容器包装などを資源ごみとして適切に回収し、リサイクルを行う。	○		○
9	生ごみ減量容器普及事業	生ごみの自家処理を推進し、ごみ排出量の軽減及び減量意識の高揚を図るため、生ごみ減量容器を購入する家庭に対して、購入費の一部を助成するほか、講習会を通じた普及啓発に努める。	○		
10	事業系一般廃棄物減量化事業	一定規模以上の事業所に対して「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書（減量計画書）」の提出を義務づけ、指導・助言を通して、ごみ減量を促進する。		○	
11	廃棄物の適正処理の推進〈拡充〉	廃棄物処理業者及び排出事業者に対して行う排出抑制・再生利用・適正処理に関する啓発・指導・監視を強化する。		○	○
12	サーマルリサイクルの推進（再掲）	廃棄物焼却処理の際に発生する熱エネルギーを、発電や蒸気の供給等に利用する。		○	○
13	緑のリサイクル事業	市内の公園や街路樹などから出る剪定枝等をチップ化し、マルチング材*などとして、有効利用を図る。			○
14	廃材等のリサイクルの推進	公共施設や道路の建設時に、スラグ材やあいくる材*等のリサイクル品を活用する。			○
15	食品ロス対策の推進	フードバンク等の制度を活用し、食品ロスの削減をする。	○	○	○

方針V 地球環境への理解を進めよう

(1) 現況

- 環境学習として、地球温暖化、ごみの減量、自然環境の保全などをテーマとした訪問授業や出前講座などを開催しています。
- 環境フェスタを開催するなど、市民の環境への意識を啓発する機会を設けています。
- 本市には、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学の3つの大学があり、先進的な工学技術、環境保全に関する技術、地域の歴史や経済などに関する研究・教育が行われており、科学、歴史、文化に関して情報の蓄積が高い地域といえます。
- ESD ユネスコ世界会議の開催をきっかけとして、市内の全小中学校がユネスコスクールに加盟し、環境や国際理解など、各校の特色に応じた教育活動の一層の充実を図っています。

(2) 課題

- 子どもから大人まであらゆる世代に対して、環境学習の機会を増やし、内容の充実を図る必要があります。
- 多くの市民が興味を持ちやすい内容から、徐々に実践的な取り組みに移行できる環境学習の展開が必要です。

(3) 方針の推進に向けた施策

V-1 地球温暖化についての意識を高める

地球温暖化を理解し将来の自然や世代を思いやる人づくりを進めるため、様々な分野における訪問授業や出前講座、教職員を対象とした研修などを通じた環境教育を推進します。

◆取り組みの目標

項目	実績	目標
環境イベントの参加者数	7,402 人/年 (H26 年度末)	8,510 人/年 (H32 年度末)

《具体的な取り組み》

区分中の○で囲んだ数字は、重点的に取り組みを進める項目

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
①	環境イベントの開催	ごみ減量や省資源・省エネルギー、リユース・リサイクルなど、環境保全に関する各種イベントの開催を通して市民に様々な情報を提供するとともに、民間団体や市民グループの活動を促進し、市民の意識の高揚を図る。	○	○	○
②	各分野での訪問授業や出前講座の実施	学校や地域における環境学習への取り組みの支援として、市職員や専門的な知識を持った講師を派遣し、環境教育を推進する。	○	○	○

区分	取り組み	内容	主体		
			市民	事業者	市
③	資源化センターにおける環境教育の推進	資源化センター及びプラスチックリサイクルセンターの見学会の充実のほか、リサイクルプラザにおける体験学習ビデオの放映を行う。	○		○
4	教職員研修の実施	学校における環境教育を積極的に推進するため、教職員への研修を実施する。	○		○
5	自由研究展の開催	身近な生き物や自然をテーマにした自由研究を募集し、小中学生の自然への関心を高める。また、テーマや研究方法の相談に応じる。	○		○
6	教育普及活動事業 (新規)	身近な生き物や自然をテーマにした企画展、学習教室、出前授業等の実施により、市民の自然環境への理解を促進する。	○	○	○
7	河川愛護教育啓発の推進	身近な自然である川の大切さを理解してもらうための教育啓発を推進する。	○		○
8	環境関連図書資料の紹介	図書館において、環境月間などに合わせて「環境」をテーマとする特設コーナーを設置し、関連する図書資料を紹介する。			○
9	消費者展等における啓発の推進	消費者展を開催し、消費者団体による省エネや食に関する啓発コーナーを設ける。	○		○
10	市民活動・ボランティアの連携	市民活動団体の相互交流や情報交換、市民に対する情報提供ができる環境づくりを進めるとともに、その活動を支援する。	○		○

5. 3 中期目標の達成に向けて（平成 42 年度（2030 年度））

本市としてエネルギー消費の削減や再生可能エネルギーなどの導入について、平成 42 年度（2030 年度）に向けた中期の取り組みの基本的な考え方を整理します。

エネルギー消費削減、再生可能エネルギーなどの導入推進の基本指針

本市を含む東三河地域には、多種多様な再生可能エネルギーが豊富に存在しています。本市では、日射量が豊富な地域特性を活かし、太陽光・太陽熱利用を積極的に推進します。また、生ごみや下水汚泥などをメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行う取り組みを進めます。

この他、木質バイオマス、畜産バイオマス、地中熱利用、小水力発電、小型風力発電も利用可能性があります。

再生可能エネルギーの導入とあわせて、省エネ等の技術を組み合わせることにより相乗効果を発揮することから、これらの技術の普及を進めます。

取り組みの考え方

① 創エネ、省エネ、蓄エネを組み合わせ活用を進めます

再生可能エネルギー設備の導入によるエネルギーの創出に加え、建物や設備の省エネ化による使用エネルギーの削減、HEMS・BEMS*などのエネルギーマネジメントシステムや蓄電池などを複合的に組み合わせることにより、建物全体でのゼロエネルギー化（ゼロエネルギー住宅（ZEH）、ゼロエネルギービル（ZEB））に向けた複合的な設備導入を積極的に進めます。また、電気自動車・燃料電池自動車等の次世代自動車を活用し、建物等への電力供給を進めます。

【想定される技術】

・建物の省エネ化

断熱性能向上（樹脂サッシ、複層ガラス、断熱フィルム、断熱材、高反射率塗料 等）、パッシブデザイン（日射遮蔽、自然採光、通風確保 等）

・高効率機器

LED照明、高効率エアコン、燃料電池（エネファーム）、高効率温水器、ガスコージェネレーションシステム

・エネルギー計測機器

スマートメーター、デマンド監視装置、HEMS・BEMS

・次世代自動車

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車 等

など

② 非常時における再生可能エネルギー等の有効活用を進めます

災害などの非常時で外部からの電源供給が途絶した際に、避難所、住宅、事業所などへ供給できる再生可能エネルギー設備は、非常に有効です。安全・安心なまちづくりを目指して、蓄電池や電気自動車の蓄電機能などを組み合わせることにより安定供給できるよう、避難所等への導入を進めるとともに、住宅等への導入支援を積極的に行います。

③ 公共施設への再生可能エネルギー等の積極的な導入を進めます

市内における再生可能エネルギー等の普及を促進するため、市は率先して再生可能エネルギーや省エネ設備、次世代自動車等を導入します。公共施設の新築、大規模改修、設備更新時においては、これら設備を積極的に導入します。

④ 将来を展望した新たな技術を取り入れます

再生可能エネルギーや省エネ技術は、日進月歩で技術開発が進むことから、水素社会の到来に向けた新技術や、現時点では想定されないものについても技術開発動向を注視し、将来的な視点に立って導入の検討を進めます。

技術開発・技術導入にあたっては、民間企業、大学等研究機関が連携して進めることも考慮し、市は技術実証等のための協力を行います。

⑤ 再生可能エネルギー・省エネルギー等に関する理解を広げます

再生可能エネルギーは、繰り返し使えて二酸化炭素を発生しない有望なエネルギー源です。また、省エネルギー設備等の導入もエネルギー全体の縮減に向けて重要となります。広報活動や学校教育へ取り入れるなど普及啓発を充実させるとともに、導入によるメリットなど実際に役に立つ情報提供を行い、市民・事業者への理解を広げます。

国は、約束草案を実現するために、具体的な実行計画を策定することとなっています。現時点においては、詳細が示されていませんが、これまでの地球温暖化対策の取り組みを継続するとともに、環境変化に対応した施策が示されることが想定されています。

本市においては、国の実行計画策定後、県の施策動向も踏まえた形で整合を図り、取組項目や時期などを設定するロードマップを作成し施策を推進します。